

定例教育委員会

- 1 日 時 平成25年11月22日(金) 午後5時30分から午後8時00分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 田中さゆり委員 江間治人委員 杉本憲司委員
飯田正人教育長
- 4 出席職員 事務局長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長 中央図書館長
文化財課長 こども課長
- 5 傍 聴 人 0人

教育委員会が決定したもの(議決事項)

- 1 平成26年度磐田市幼稚園、小学校及び中学校の給食費について
学校給食管理室長

それでは説明させていただきます。資料につきまして2ページ目から4ページ目になります。今日補足資料としましてA4横の表を添付させていただきました。

給食費に関しましては、26年度に改定を予定しております。はじめに3ページをご覧くださいと思います。この中で申し訳ありませんが、表の中でパンという欄がありますが、1回あたりの米の量とありますが小麦の量の誤りです。訂正をお願いいたします。給食費につきまして平成21年度に改正をいたしまして5年が経過をしております。素材の調達におきましては献立の工夫とか共同購入などで安価でかつ安全な食材の確保に努めてきたところでございますけれども、本年1月から学校給食実施基準というものが改正されまして摂取量の基準が変わったこと、更に消費税が8%に改正されることを勘案いたしまして見直しをするということでございます。実はもうひとつの側面といたしまして、給食費に関して、合併前の市町村において全く違う考えに基づいて決められておりましたので、大変大きな差がありました。幼稚園で最大66円、小学校で83円、中学校で45円と非常に大きな差がございまして、21年度に見直しをしたのですが、この時にあまり急激な変更ができなかったためその差が残っているという状態があります。これも今回は正をするということも考えております。これが3ページの上に部分に書かれているものです。

改正の要点でございますが、一番目といたしまして、先ほど申し上げました学校給食の実施基準の変更により、主食の量がこの表にありますようにそれぞれ10g又は5g減少をしております。これは給食費としては当然額が下がる要因となります。

次に副食の基準単価でございますが、平成24年の4月から平成25年3月分の単独処理場における副食材料費1g当たりの単価を算出しました。つまり実績をまとめました。それに国の標準食品構成表をもとに、小学生1人当たりの摂取量を掛け合わせて、市における基準単価を算出しています。中学生分につきましては、小学生の量の1.2倍としていますので価格も1.2を乗じて算出しているということになります。

3番目の物価上昇の関係ですが、物価上昇につきましては今回の改定が消費税10%の問題を除き、今後も5年程度の継続を勘案いたしまして、平成22年度を基準とした平成25年度9月の「静岡県消費者物価指数」0.4%を単純に5倍した2%とさせていただきます。つまり、これが値上げ分という形になります。

4番でございますが、この価格の設定につきましては主食の提供の仕方が違います。大原及び豊

田学校給食センター管内につきましては、センターで炊飯しています。磐田・竜洋地区幼稚園、小学校と竜洋中学校は業者に委託する委託炊飯の形式をとっています。豊岡給食センター管内は自宅から米飯を持参する方式をとっていますので、この形式による単価の違いは今までどおりあります。

5番目の消費税でございますが、一食単価に8%を乗じた額で算出をしております。

これらの考えを基に表にしたのが、本日お分けしました資料になります。こちらをご覧くださいと思います。網掛けの部分が今回設定した単価でございます。幼稚園につきましては後で説明いたしますので、小中学校だけでお願いします。その上が現在の単価、網掛けの下が値上げ額となります。ご覧いただきますように値上げ幅に差がございます。元々の基準が同じであれば、ここは同じような上がり幅になるのですが、先ほど申し上げました21年度の改正の折に是正しきれなかった部分がこのようになっております。特に豊岡学校給食センター管内におきましては、非常に単価も安く設定されておりましたので、小学校で28円、中学校については19円ということでやや大きな上がり幅になりますが、この改正をさせていただくことによって基準が全て揃います。特に豊岡の小学校・中学校につきましては、学校長さんの方へ事前に実情をお話しさせていただいて内諾を得ているという状況でございます。

実際の給食費につきましては、月毎に納めていただきますので、この一食単価に実施日数をかけて実施月数で割ったものを10円未満切上げて決めさせていただいております。これを表にしたものが資料の4ページにあります。参考のところに月額の変動が書いてありますがマイナスが発生しております。今回幼稚園の実施日数を変更しておりますので、幼稚園につきましてはマイナスが発生している部分がありますが、後の報告事項にてご説明させていただきます。

幼稚園でございますが、平成27年4月より子ども・子育て支援法が施行されるということになっております。この中で幼稚園・保育園それぞれの機能が付加された幼保連携型子ども園への移行ということで、実際今の保育料も大きく変更されるということが求められておりますので、所管課の方と協議したうえで幼稚園については今回の改定は見送りまして、平成27年にその他の保育料と含めて改定したいという意向がございます。今回は据え置きをすることでご理解いただきたいと思っております。以上です。

< 質疑・意見 >

Q 資料の3ページのお米が現在より10gずつ減っているというのは、基準に沿った減り方ですか。

A この表にありますように、国の基準の改定がありましてそれぞれ10g減っています。これは炊飯する前のグラム数ですが、当然与える量が少なくなりますので単価としては下がるといえます。この背景にはカロリーを取り過ぎ、いわゆる肥満防止という側面がございます。カロリーは下げる、ただし必要な栄養素は与えなさいという非常に難しい課題が課せられている現状があります。申し遅れましたが、この議案につきましては学校給食運営委員会の中で議論をさせていただきました。その中では特別なご意見もなく、逆にこの単価でやっていただくことは非常にありがたいという保護者の皆さんの声をいただきまして、満場一致で承認をさせていただいておりますので申し上げます。

Q 小麦が円安で輸入が多い訳ですがコスト的には大丈夫ですか。

A 非常に難しいところで、物価上昇をどこまで見込むかというのがあります。インフレ傾向でもあり、物価指数は実は乱高下しています。トータルで見ると横ばい、デフレ傾向の中でそうなっ

ていますので、アベノミクスでどれだけインフレになるのか分かりませんが、それはある程度見込んだ中で、仮に非常にインフレが強くなった場合は見直さざるを得ないと思います。

審議の結果、本議案は承認された。

各課から報告したもの（報告事項）

1 教育総務課

（教育総務課長）

平成 25 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

6 ページをご覧ください。

要保護及び準要保護児童生徒の認定状況ですが、11 月 1 日現在で、654 人を要保護又は準要保護で認定しています。前回報告の 8 月との比較では、要保護が 6 人増、準要保護が 8 人増、合計では 14 人の増となっています。なお、24 年度末の認定人数との比較では、17 人下回っています。例年、年度末に向けて増加傾向にありますので、最終的には同じくらいの数字になるのかなと思います。

学校統合に係る経過報告等について

本日配布の資料をご覧ください。

10 月 22 日の定例教育委員会以降の状況を主に説明いたします。10 月 24 日に議員懇談会において議員の方々へ、「小学校の統合を 27 年 4 月 1 日とすること及び 26 年度の学区外就学の特例について」説明し、翌 25 日は、26 年度豊岡東小への新入学予定児童の保護者へ、これまでの経過を含め説明を行いました。

10 月 30 日に、26 年度の学区外就学のお知らせ等を 26 年度豊岡東小入学予定及び 25 年度の 1 年生から 5 年生のすべての保護者あて郵送しました。豊岡北小への学区外就学申立ての期限は本年 12 月末としてお知らせしています。

10 月 31 日は、豊岡地区全体の自治会代表の集まりである豊岡支部役員会において、「これまでの経過、そして小学校の統合を 24 年 12 月定例教育委員会で決定した時期を変更し 27 年 4 月 1 日とすること、26 年度の学区外就学について」説明しました。役員の皆さまからは了承をいただいたところです。

また、11 月 1 日には、豊岡北小学校の P T A 役員の方々、学年委員や専門部の委員の方々も出席いただきましたが、経過等を含めて説明しました。校長先生からは、本校にとってもメリットのあることという補足がありました。

11 月 8 日ですが、すでに新聞報道もありましたが、豊岡東幼稚園・豊岡東小学校共同保護者会という名称の会から署名簿が提出されました。市長・副市長・教育長・事務局が面会しました。署名人数は、271 人で、豊岡東地区成人の約 25%です。市長からは「地域の思いは思いとして受け止めるが、色々な意見があることは承知の上で熟慮を重ねて決断したもの」という趣旨の答えがされました。

関係議案の議会における審議日程は記載のとおりです。

月例報告

次に、月例報告ですが、7 ページをご覧ください。

実施済事業として、14 の「放課後児童クラブ指導員全体研修会」を報告します。88 人の指導

員全体の研修を年2回実施していますが、1回目は5月に「障がいをもった子どもに対する対応」について研修しました。今回は、各クラブから事前に出されたテーマ別に4つに分け、グループディスカッション形式で実施しました。今後のクラブ運営に生かされるものと期待しています。

予定事業として、3の「磐田市PTA連絡協議会母親委員会の視察研修」の報告です。今回は袋井市の児童養護施設を訪問し、施設で生活している児童への理解を深めるとともに、施設に対し協力できることなども模索してまいります。

< 質疑・意見 >

Q 豊岡北小学校への学区外就学の申込みの状況はどうか。

A 既に何人か提出いただいております。現時点ではまだ締め切り前ですので人数的なものは差し控えさせていただきたいと思いますが、既に受付は何人かしております。

Q 市P連母親委員会のデンマーク牧場「まきばの家」での研修についてですが、児童養護施設ということはここにいるお子さんたちはご両親からは離れてここで生活しているのですか。

A そういう形です。

笠原小学校へ就学しています。

2 学校給食管理室

(学校給食管理室長)

資料8ページをご覧くださいと思います。

26年度の幼稚園・小学校・中学校の給食実施日数でございます。給食実施日数につきましては、学校給食条例施行規則におきまして幼稚園に関しては90日以上、小中学校については180日以上と規定をして実施をしております。

先に小中学校ですが、平成18年度から180日で統一をしております。26年度においても180日で実施していきたいと思っております。

幼稚園につきましては少し変更をしております。3歳児につきましては磐田・福田・豊岡地区と竜洋・豊田地区では給食開始時期が違うことから、磐田・福田・豊岡地区は122日、25年度に比べ8日の増、竜洋・豊田地区が142日、2日減とするものです。4・5歳児につきましては、基本的に磐田・福田地区が週4日、竜洋・豊田・豊岡地区が週5日実施しておりますので、磐田・福田地区が147日で2日の増、竜洋・豊田・豊岡地区が152日で2日の減です。この表の上からいきますと磐田地区3歳児がプラス8日、4・5歳児がプラス2日、福田地区3歳児がプラス8日、4・5歳児がプラス2日、竜洋地区3歳児がマイナス2日、4・5歳児がマイナス2日、豊田地区3歳児がマイナス2日、4・5歳児がマイナス2日、豊岡地区3歳児がプラス8日、4・5歳児がマイナス2日ということでございます。

この要因でございますが、合併前の状況が非常に異なっておりまして3歳児では最大71日、4・5歳児で44日と非常に大きく変わってきております。23年度に見直しをして、従前の回数ができる訳ですが、3年間経ちましたので26年度においてこの議案の回数に変更したいということで、これは各園の代表の方で協議をしていただいて、このような回数でいくということで結論を出していただいたものです。最終的には3歳児につきましては140日、4・5歳児につきましては150日というところで調整をしていくということで伺っているところでございます。あまり急激な変化は支障を来すということで今回の回数となったということでございます。

次に先ほど教育長から話がありました学校給食のアレルギー事故につきまして説明させていた

だきます。

11月21日木曜日のお昼、12時半頃に豊岡南小学校1年生男子児童が給食を食べたところ、アレルギー症状が出たというものでございます。状況につきましては、給食に出たポテトのホイル焼きというメニューを食べたところ、唇にかゆみを訴えましてその後顔が赤くなったり、発疹が出たということでございました。学校で保護者に連絡をとり、養護教諭が主治医と相談して14時19分に救急車を依頼いたしました。保護者ともすぐに連絡が取れ、ちょうど学校近くにおりましたので、学校に来ていただいてアドレナリン自己注射薬を注射したということでございます。その後、救急車にて搬送されましたが症状がすぐ回復に向かひまして、当日は念のため入院し、本日11時頃に退院をしたということでございます。この保護者からは乳製品を含む食物アレルギーがあるということで学校給食管理指導表を提出していただき、それに伴って給食の提供プランを作っていたところです。原因につきましては、豊岡学校給食センターが作成した献立表にアレルギー物質である乳製品の表示を落としてしまった、表示されていないということでございます。市では豊岡南小学校以外の園・学校で異常がなかったかの確認や当事者へのお見舞いやお詫び、関係機関への連絡や報道機関への情報提供を行いました。また、本日8時30分に各センター長を呼び、16時には栄養士・給食主任等を西庁舎に呼びまして、教育長より直接指導をさせていただいたということでございます。今後の対応につきましては、今までもやっていることなのですが、アレルギー成分の表示に誤りがないか、献立表にアレルギー成分の誤りがないかということを確認することを更に徹底させていきたいと思っております。また、入荷した食品について、発注したものに誤りがないかということも十分に確認するよう更に徹底をしていきたいと思っております。

最後に重点事項9ページでございますが、11月6日に第2回目の学校給食運営委員会を実施いたしました。会議に先立ちまして磐田中部小学校で学校給食の試食をさせていただき、1年生の給食の実際食べている状況を見学させていただきました。保護者の皆さんはなかなか見る機会がないものですから、非常に貴重な経験だったと仰っています。その後、この西庁舎におきまして給食の実施日数と給食費その他について協議をいたしました。以上でございます。

< 質疑・意見 >

今のご報告の中で新聞でも見ましたが、非常に迅速な対応であったという報告を受けた訳ですが、保護者の方から学校給食管理指導表というのを提出されて、それを保護者と学校が共有する中で、しっかりと疎通がとれているというのが非常に重要であったと思います。ミスがあったことはこれからはないように対応しないとイケませんが、それ以上に連絡、疎通を今後においてもしっかりと取っていくということが大事ではないかと感じております。それにしましても、このアレルギーについては非常に危険という認識を持っているので、迅速な対応というものが功を奏したという感じを受けました。

Q 人間のすることですから、どんなに気を付けていても絶対にミスがないということはなかなか難しいことだと思います。今回は、本当はあってはいけないことですが、迅速な対応により大事に至らず、学校でもマニュアルを作成してあったとのことで、他の学校でもいざという時の対応というのを確認していただくということが大事だと思います。そういうミスは起こり得ることなので、そうなった時にどうするのかというのが一番大事なことだと思います。

A 行政の立場といたしましては当然あってはならないことですので、今後絶対ないようにということでやっていきますが、今お話しがありましたように現実な問題として、例えばパン屋さんに委託をしているパンも給食のパンだけを作っている訳ではありませんので、くるみが入ったパン

を市販用に作って、その後に給食用のパンを作るということもある訳です。ですので、ゼロという事は求めるのはできないということもあります。ただ、それでもそういうものは入っている可能性がありますよというのは保護者の方にお知らせする必要はあると思います。やはり、今仰っていただいたように、起こった時どうするかというほうがやはり大事で、昨年起こりました調布の事故以降ですね、アレルギー対応の考え方も、起こったときの対応をどうするか、そちらに今注目がいつていることなんですが、今回豊岡南小学校の場合はこの男子だけのマニュアルが出来ていたということで、こういう症状が出た場合は保護者に連絡するとか、救急車を呼ぶとかということが、個人のマニュアルが1枚になって出来ていたということが非常に良かったということ、また、保護者が近くにいたということも幸いしました。仮に保護者がいなくても学校でエピペンを打てたというふうには言っておりますので、事前のマニュアルの作成や準備、それを情報共有しておくということが重要ですし、校長会等を通して依頼をしていきたいと思っております。

Q ちなみに幼小中でこの指導管理表が提出されている数は把握されていますか。

A 小中学校の食物アレルギーに対する児童生徒数ですが、小学校で112名、全体の1.2%です。中学校で31名、0.67%、合計143名、1.02%でございます。ちなみにエピペンを処方されている児童生徒数は小学校で16名、中学校で2名、合計18名です。幼稚園につきましては指導表というものがないので管理室では承知はしておりません。

補足になりますが、18名は10小学校、2中学校になります。10小学校・2中学校におきましては全職員を対象にエピペンを打つ講習会を既に実施しております。今年に入りまして学校教育課に入ってきた情報としましては、アレルギーであると医師から指導管理表等が出ていない子、保護者も知らない中で突然出たというお子さんもいます。今までは良かったのですが、海老とか蟹の甲殻類を食べて運動したら突然アレルギーが発症したというケースもあるものですから、今後アレルギーの子がいない学校におきましてもエピペン等の講習会、実際今やっているところもある訳ですが、100%を目指して早急に対応していきたいと考えております。

3 学校教育課

(学校教育課長)

資料の10ページ、11ページをご覧ください。

先ほど教育長より臨時校長会の話がありましたが、まず学力向上のための具体的な取り組みについて説明をさせていただきます。前回、臨時校長会の折に説明させていただいた資料になります。重複する形になりますが、11月13日に臨時校長会を開きました。1番にありますようにここ3年間で磐田市の子供達の学力について継続的に調査・分析等をしていこうという組織を設置していきます。2番ですが、授業の1時間1時間を大切にしていきたいということで教員の指導力向上に努めていきます。「付けたい力」があるのかをもう一度授業をする前に教員が意識をして授業に取り組みしようということ、それから静岡県の教員が全県的に学力・学習状況調査を活用した授業をしていないという数字が出ていますので、調査の活用をしていきましょう、調査問題等も使って授業をするのもいいのではないかというのをお願いしたところです。2の(2)ですが、共通実践、短期と中長期と別れています。短期につきましては来年の6年生と来年の中学3年生を対象にした手立てとなります。中・長期というのは全学年でして、根本的なものから見直しを図りまして、子供達の学力について考えて取り組んでいこうという流れになっています。その下の家庭へのお願いということで、これは臨時校長会の前に田中委員からも是非家庭にも呼びかけてほしいと

いうお声もありましたので、それについては学校の方へ伝えておきました。

3については、各学校独自の取り組みもしていく必要があるだろうということで、選択ということでお話をさせていただきました。4の自作テストですが、これは他市と異なるひとつの取り組みとして、今後実施をしながら効果・検証を図っていく必要があるんですが、小学校においては授業がどのくらい身に付いたかということで、テストを作って自分でやるという文化がなかったものだから、中学等をモデルに取り組みを図っていこうということで、早速12月に研修主任と5年生の主任を集めまして自作テストの研修会を実施する計画であります。それから5番になりますが、特に(3)地域や保護者の方々への説明責任という点でお知らせをしていきたいと思いますということで。そういうことで臨時校長会を進めました。その中で結果についてはショッキングでありましたが、磐田市の教育は決して自信をなくすことなく、しっかり誠実に向き合っていきたいと思いますというのを自分も含めて送りました。勉強は運動をバランスよく取り組んでいきたいと思いますというのは根幹部分には外してはいけない部分で確認し合いました。臨時校長会では非常に前向きな校長先生の表情も伺えましたので、教育委員会と学校が力を合せてやっていきたいと思えます。

11ページになります。

7番の市費負担教員の採用選考試験が12月14日に行われます。小学校12名、中学校8名の計20名を選考する予定でございます。今日締め切りでして50名程度の応募があり倍率は2.5倍でした。

報告は以上です。

< 質疑・意見 >

保護者への学力向上に向けた対応について先生方は大変だと思うのですが、自作テスト等行って子供達個々の弱いところを保護者に伝えていただきたいと思えます。ここが弱いから家庭学習で力を付けてくださいという先生方の分かり易いアドバイスというのが実を結ぶと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

Q 今のことと関連しますが、小学校の通信簿は . . . とかで表示するので、うちの子が出来るか出来ないか分からないと。

A 今 絶対評価ですので。

昔の5段階評価だと分かりやすいと思えます。もし自作テストを行ったら通信簿の中に平均点と基礎点とかを書いてあげれば、親もはっきりとわかるのではないかと思えます。将来的なことですが、全県的にも通信簿の記載についても研究していくのがよいと思えます。

小学生の授業は目標が分かりにくいと思えます。何となく6年間勉強したという、成績も何となくこんなものかとか、それが中学へ行くとテストがあったりしてははっきりと出てくる。それが生徒にどれくらいプレッシャーをかけるかというのもあるのですが、やはり目標を1ヶ月単位くらいで出してあげると勉強が楽しくなるような気がします。何かが出来るとか、解けるようになるとかこれは国語とか算数だけではなくて、図工とかいろいろあるかもしれない。先生も自分の教えた子供達が出来るといえるようになるという楽しさというか、本当に抽象的な言い方で申し訳ないのですが、そういうメリハリがついた、先ほど教育長がおっしゃった成績表が付くといいと思えます。

一番最後のその他のところで保護者への紹介というか、こういう取り組みがここまで来ていますということをしっかり保護者へお伝え願うということが必要だと思えます。それは、秋から新聞紙上やテレビ等で教育委員会と学校などいろいろなことを見ていて、何となく不安といえます

かそれでいて自分の子なのか全体なのか、今後PTAとか授業参観とかでも先ほど学校教育課長がおっしゃったとおり、動ずることなく毅然と向かう、変えるべきところは変えるのですけれど、そういうところはお伝えしたいと思います。また、田中委員と同じ意見でもうすでに行っているかと思いますが、保護者へもやるべきことはしっかりとやってくださいとお伝えしたい。そうすると安心して落ち着いた取り組みになっていくのではないかという気がします。

各学校では学校だよりを出していますし、今後、磐田市全体の状況と取り組みについては、学校を通して教育委員会からもお知らせをしていく予定でございます。

4 中央図書館

(中央図書館長)

月例報告ですが、実施済事業と予定事業は12ページに記載のとおりです。実施済事業の中で項目7番の10月28日に行われました静岡県図書館大会についてですが、県内の図書館関係者約1,000人程度がグランシップに集いまして、午前中全体会として図書館を取り巻く情勢報告やパネルディスカッションによるライブトークが行われました。午後には7つの分科会に分かれてそれぞれのテーマについての研修を行いました。研修で学んだことを各図書館においてそれぞれ実務に生かしていきたいと思っております。

予定事業といたしましては、先月の定例教育委員会でもご案内しましたとおり、子供と読書講演会を11月30日の土曜日に開催いたします。現在、約70名の参加申し込みを頂いている状況です。申込みの際に託児についてのご意見・要望等は今のところはありませんでした。今後、次年度に向けては託児について予算化をしていくという方向で考えております。

配布資料については、12月の図書館だよりと豊田図書館で11月24日の日曜日に開催されます「昼間の金星を観察しよう」というチラシと、中央図書館のビジネス支援のご利用案内のチラシを配布させていただきました。以上です。

< 質疑・意見 >

なし

5 文化財課

(文化財課長)

14ページに実施済事業と予定事業があります。

この中に記載されていない事業について、紹介します。本日記布の資料をご覧ください。

「日本で一番高い山」はもちろん富士山です。しかし、時代によっては決して一番ではなかった歴史があります。教科書の中でも、時代を反映して富士山の順番が変わりました。日清戦争ののち、明治28年に下関条約が締結されて、台湾が日本に割譲されました。ポツダム宣言によって、台湾が中華民国に編入されるまでの約50年間、玉山(旧称新高山)が3,952mあり、日本の最高峰は玉山で、富士山は6番目でした。6番目であっても、富士山は国土の象徴として位置付けられていたようです。富士山を題材に、歴史を反映した教科書の展示を、「富士山と教科書」と題し、旧見付学校で1月13日まで行っています。12月7日(日)には、『教科書を読んでみよう』の模擬授業を予定しています。

是非、ご覧ください。以上です。

< 質疑・意見 >

なし

教育委員会が協議したもの（協議事項）

・磐田の教育目標につながる道しるべについて

教育総務課長

本日お配りしたホチキス止めの資料をご覧ください。

「磐田の教育目標につながる道しるべ」を教育委員会事務局、小中学校、こども課、幼稚園、保育園等から募集した結果、全部で276点の応募がありました。

この276点を今後選定していくにあたり、事務局において分類を行い、二つのパターンをつくってみました。一つは「分類A」をご覧ください。1ページの上部欄外記載のように「子ども・地域・保護者に共通すること」「子どもに関すること」「地域に関すること」「保護者に関すること」の4分類です。もう一つは「分類B」をご覧ください。「家庭に関すること」「学びに関すること」「生き方に関すること」「地域力に関すること」「ふるさとに関すること」の5分類です。

そして、この応募276点を事務局案として絞り込みを行いました。番号の左側に 又は 印をつけたものが候補として選んでものでもです。 又は のものは44件となっています。

本日もご協議をお願いしたいことは、

分類についての考え方のご意見をお伺いしたいことと、今後の進め方へのご意見を伺いたいこと、この二つです。

進め方の案としては、現在、事務局では44の絞り込みを行ないましたが、委員さんの考え・思いにより教育委員の皆様にもそれぞれ選定若しくは追加を、期日を決めお願いしたいと思います。その上で、複数の道しるべを合わせることを含め、さらに絞り込み、学校長・園長を含めた中で協議し、1月定例教育委員会での最終協議を考えています。その途中においては、随時道しるべの案を教育委員さんへお知らせし、ご意見を伺うことも考えています。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

< 質疑・意見 >

もう少し硬い言葉がでてくるかと思いましたが、割とやさしいと感じます。考えていたのもう少し難しい言葉で子供達に分からなくても、そういう言葉を「これってどういう意味だろう」と考えてもらえばよいのかなと思っていました。今、拝見させていただき、とても優しい言葉で誰にでも分かります。分かり過ぎると思いました。日本語は意味が深く、多くの意味を含んでいる単語がたくさんあります。皆さんから出てきた言葉は大事にして決めればよいと最初は思っていました。これは少し考えなくてはいいですね。

標語のようなものが凄く多いですね。言葉の使い方はまた後で考えるとして、先生方がどういう視点で子供達を見ているかということがあるので、その中身を取り入れるような方向性で、言葉の使い方は伝える言い方というのがありますから、それは委員長を中心に考えていけばと思いますがどうでしょうか。道しるべというのは何かあったときの判断基準、そこにいかないと、これをしていいのか、してはいけないのかをこの一つの言葉の中で感じていくのが目的だったと思います。そういう方向性でいければいいと思いますし、分類をするというのはもう少し後でもいいのかなと思います。

あと私たち教育委員、教育長さんにも出していただいで、それも加えていただければいいかなと思います。

手順としてはよいと思います。委員はまだ出していないので、これを見ながら自分達のものも決めていく、そういう準備でいかないと間に合わないと思います。

そうですね、これを見させていただいて重複しているものを削除して、そうでない部分を次回までに持ってきていただければいいですね。

想定では次回の定例教育委員会までと考えていました。その後1月の定例教育委員会までの1か月間で話を詰めて行こうと考えています。

Q 校長や園長さんに選んで頂くというのはいつ頃を想定していますか。

A 12月の定例教育委員会で御協議いただいて、ある程度事務レベルで詰めて、年明け早々くらいが校長先生・園長先生を含めた中でというくらいをスケジュールとして描いていました。

と含めて全部で44ある訳ですが、この部分を仕分けして大きな部分として「ふるさと…」とかある訳ですね。その中でもう一つふるさとというのは家族もあるだろうし、地域もあるだろうし、兄弟とかお父さんお母さんとかそういうふるさとの部分を含めていくと、ある程度仕分けられていくというか、それで何が足りないかという意味ではもう少し事務局サイドで見たところの仕分け、ソーティング、オーバーラップしている部分があったら、言葉をどうやって作るかという作業の問題だと思います。今、ばらばらに散らばっていますので、もう少し合わせれば言葉として近い部分は何箇所か出てくるのではないのでしょうか。

ここで見ても、「あいさつ…」ここでも「あいさつ…」と出てきているようにこういうのはありますね。

磐田の教育目標というのは学校だけではなく全ての大きな教育目標になっているとすると、そこへの道しるべになりますので、今言った視点「子ども・地域・保護者」というものも大事になりますし、標語というか呼びかけではなくて、何かそこに入れ込みたいですね。

企業や会社とかでやっていて、経営理念とか社員への方針とかそういうものはありませんか。私の勤めていた会社ではありませんでした。

日本航空のお話ですが、まだ再生の前に作ったのですが、いくつかそういうものがあります。それを社員全員が理解するのに時間がかかったみたいですが、そういうことを理解した上で各部署が動き出して短い時間で厳しい経営状態を脱したという復活のストーリーだったのですが、そういうところも一つひとつは判断基準なんです。それは70項目くらいありました。それは会社の中の事を細かくやっていたけれども、教育となると細かくしても仕方がありませんから、その指針みたいなものがあって全体、学校の方でも、先生方の考え方の方向性を合わせるとかそういうためのものであったらいいのではないかと思います。

一目見た時に、あいさつのことを大事にしてるな、整理整頓のことを大事にしてるな、みんな仲良くしてるなと分かりますよね。

靴を揃えるというのがあったじゃないですか。そういうところにピッと感じる場所がありますよね。目に見えるものを表示する。

各委員 ものすごく大事ですね。

理念、方向性を企業としてしっかりと持たないと同じ頑張っている、方向性が違うところで頑張れば、逆を言えば頑張れば頑張るほど違う方向へ行ってしまいます。そういう人は頑張らなくていい、これは企業です。企業というのは利益追求という一つの目的を持っています。だから、しっかりとした光というものに対する捉え方と理念・方向性がはっきりしているのです。それに対してどう向かうかというのをしっかりと出しています。後は自分で考えなくてはいけな

ということです。ですから頑張るのはいいけれど、どこを向いて頑張っているか、経営トップの考えと理念・方向性をしっかり理解しているのか、これは学校も同じだと思います。

私は先生方が、どこを向いて頑張ればいいのか分からない状態の人が結構いるのではないかなと思います。ある高校の校長先生に聞いたお話なのですが、やはり先生方がすごく自信を無くして、不祥事などで叩かれたりして、親ともコミュニケーションが取れなくて、なかなか自信が持てないとボヤいていた人がいたのですが、厳しい環境に先生方はいらっしゃる中で、みんなが同じ方向をみて学校が動くという、そういうことが大事だと思います。

校訓の延長みたいなイメージですか。

ある意味、学級目標ですね。

捉え方についてですが、例えば謙虚さを身に付けようとか、礼節を身に付けようとかを私は考えていました。ゆずり合いの心を持つとか、自然への畏敬の念を持つとかそういうものを頭に描いていたのです。

この掲出者は、校長級の人もありますが研修主任級の人や教頭先生もいたりという点では学級目標的なものもあります。

言葉一つひとつは使いたいと思いますね。

それでもよいと思います。もう少し自宅でよく読んで、これなら使えとか、あるいはこれはこういう言葉に替えさせていただこうという部分があるかもしれない。

分かりやすいといえば、例えば「ありがとう、感謝の気持ちを伝えよう」とかあります。

これ全部がとても分かり易いですね。分かり易すぎるといっても、もう少し難しくてもよいのかなとも思います。昔の子は何も分からなくても難しい言葉を暗唱させられたと思います。それで大きくなってからそういう意味だったのかと分かる時があります。そういうことでもよいのかなと思ったのですが、どういたしましょうか。

例えば、礼節に関わる部分であるとか、これは人としての在り方の部分であるとか、ある程度グルーピングをしてその中で同じようなもの同士でもう1度文章を作り直してもよいと思います。

幼稚園からも出していただいている、すごく分かりやすくしていますね。

わざと優しくしてくださっているのかもしれないですね。

実は、校長会・園長会に依頼した時に、日常の行動の中に具体的に表すことができるような、できるだけ分かりやすい言葉で出してみようということから依頼したことから、その影響があるのかなと思います。

とても分かり易くてよいのですが、そうすると一杯になってしまいます。もっと大きなくりにするには、一つの言葉がいろいろな意味を持っているというものを使えばよいと思いますがいかがでしょう。

混在させていくというか、分かり易いものも難しいものも入れてというのも良いと思います。

一度出してみてもいいですか。

では次回の期日までにじっくり読ませていただいて、少し手を加えたりしてやってみましょう。ここまでまとめていただいてありがとうございます。

今回は提出いただいたまま、出された思いのまま出してあります。

確認させてください。次の12月定例教育委員会の時までそれぞれ事務局はグルーピングとか

内容を見てみたいと思いますが、委員さんも一度内容を確認いただき、次回お持ちいただくということによろしいでしょうか。

・磐田の教育（概要版）について

教育総務課長

本日お配りした資料「平成 26 年度版 磐田の教育（概要版）発行について」をご覧ください。

26 年度におきましても、年度当初に「教育委員会の目標、方針、方針別主要施策などを盛り込んだ冊子として発行していく予定です。

本日よりご意見をいただきたいのは、これから申し上げます編集方針（案）、26 年度の磐田市教育委員会の目標（案）、教育施策（方針）（案）についてです。

まず、発行の目的は、26 年度の磐田市教育行政の基本方針や施策について定め、これを公表することで、主要な教育施策を早い段階で、事務局や学校・園の先生・職員に周知し、併せてホームページへの掲載のほか、図書館や公民館にて一般市民の方々にもお読みいただけるようにしていくことです。

編集方針について、事務局では、新たに 3 点の追加を考えています。

「磐田の教育目標につながる道しるべ」を、磐田市教育委員会の目標のところに掲載します。補助執行の教育関連事業に係る各課・室の事業について、事業名掲載のみではなく、課・室の基本方針を数行で記載していきたいと思います。例えば、幼稚園関連事業はこのような方針で進めていく、というようなものを記載したいと思います。

重要な課題への対応について、「学力向上への取組み」と「いじめ防止対策の推進」を追加したいと思います。学力向上は、学力向上委員会の協議を経て今後の取組みが臨時校長会において示されたところですが、新たに掲載したいと考えます。また、いじめ防止対策の推進についてですが、いじめ防止対策推進法の施行を受け、今後、いじめ防止等のための対策に関する基本方針等を検討していく予定です。これは本日の協議事項で詳細が説明されますが、この取組みについても重要案件として追加したいと考え提案します。

磐田市教育委員会の目標（案）は 25 年度と同じく「ふるさとを愛し、未来をひらく、心豊かな磐田市民」とし、主な教育施策（方針）（案）についても 25 年度と同じく

- ・子どもの「生きる力」（知・徳・体のバランスのとれた力）を育みます。
- ・子どもの成長を支える「地域力」をさらに活用します。
- ・市民が活用しやすい「学びの場や環境」を整備します。 の三点とする案です。

作成日程案は、2 ページから 3 ページに記載のとおりです。

本日のご協議ののち、具体的な施策の内容等を作成し 12 月・1 月の定例教育委員会で内容についてご協議いただく予定です。

< 質疑・意見 >

Q スペース的には入りますか。

A 入る形でレイアウトを考えます。

Q 重要な課題への対応の中に、幼稚園と保育園の問題というのは将来的に出てきますが、その辺はどこか頭においてというかタイミングとしてはまだということですか。

A 今、実際に国の方で子ども子育て新制度が出来まして、現在ニーズ調査が終わって、子ども子

育て会議を1回開いてスタートしたところですが、具体的に詰めて行くと、新しい制度が27年4月スタートということになりますので、重要な課題として具体的に掲載するのは27年度版からのタイミングかなと思っております。

26年度中に子ども子育て新計画を策定する予定でございますので、その計画とのリンクといたしますか、その計画をこちらの方に反映するような形で27年度からは磐田の教育に載せていきたいと考えております。26年度は現在の次世代育成計画を反映させていきたい。27年度からは新しい計画の方で反映させていきたいと考えています。

・いじめ防止対策推進法について

学校教育課長

今お分けしました資料を使いまして、まず法律についてご理解していただくのが一つ、二つめに、この法律はいじめということでありますとイコール学校・教育委員会という連想をする訳ですが、出てくる主語は地方公共団体・国・学校という主語でございます。となると教育委員会ではなく、市長部局の連携が非常に重要になってくるというか、市長部局が中心となって立ててくるのが入ってくるということです。そういうことも踏まえてまずご理解をしていただきながら、協議をさせていただきたいと思っております。

まず、この法律の背景には23年の10月におきました大津市のいじめの中学2年生が自ら命を絶ったという事件がスタートでございます。その中で大津市の教育委員会は、事実調査を学校に任せて主体性を発揮しなかったんじゃないかということで、その調査内容もいじめが自殺に繋がってないよと早い時期に出していったという、しっかり調べて事実関係を確認してということを行われなかったんじゃないかということから、隠ぺいとか不徹底な事実解明、主体性の欠如、そういう事柄が社会問題として取り上げられた。そこから大津市は市長を中心に第三者委員会を設けて調査をしました。そういう中で提言がいくつかあります。教員への提言、学校への提言、それから教育委員会への提言、学校への徹底した指導・支援を可能にするために専門性を備えた人の配置、監査する部署の設置とか挙げられています。そういう流れの中で重大ないじめが発生した場合はどう対応するのかなどの責任の所在、誰が主体性を発揮するのかというのがこの法律の中で盛り込まれていると認識しております。

まず、そのA3の資料を見ていただくと、国はまずいじめ防止基本方針を立てなさいということでこれは義務(11条)になっています。ですので、文部科学省の方で出された10月11日大臣決定ということで今お手元にある基本的な方針が出された訳です。

では県は何をするのかということですが、12条で同じようにいじめ基本方針、静岡県いじめ防止基本方針を作ることが望ましい、努力義務ですね、できるだけ作りなさいよという内容になっています。そして県のなかで、いじめ問題対策連絡協議会、これは警察だとか教育委員会それから児童相談所等、関係機関と連携をとるような協議会を設置することができるということです。これは条例を設けて設置することができるよということです。県教育委員会は条例を設置して補助機関というものを設けることができます。これは県が作った協議会と学校等を繋ぐ補助機関という位置づけになると思います。これは弁護士さんだとかスクールカウンセラーさんだとか医師だとかそういう方を集めて、具体的にどういうふうに学校の方で話し合われた、協議会で話し合われた内容を繋げていくということです。

次に市はどうするかということですが、市においてもいじめ防止基本方針は努力義務というよう

に 12 条でなっています。県と同じように市として条例を設けて対策連絡協議会を置くことができるよということでございます。

そして、市教育委員会として附属機関を置くことができる。学校はどうかといいますと、いじめ防止基本方針は各学校ごと作りなさいと義務になっています。学校の中には対策のための組織を設けなさいということで、これも義務になっています。ですから、この表は太線で書いてあるところは義務です。細い線で書いてあるところは努力義務、点線はできる規定になっています。

では最初にお話ししたように、重大な事態が発生した場合、右側に県はあえて省略しましたが県の場合は県立学校とかが対象になります。市の場合は市立の小中学校です。発生した場合ですが学校設置者とはいうことですので、設置者は磐田市になります。又は学校、市又は学校で調査をする組織を立ち上げなさいと、これは必ず置かなければいけないという決まりになっています。この調査組織ですが、市の教育委員会に置く補助機関、これを変えることもできるようにもなっています。非常にややこしくなっていて、市が置く調査組織でもいいし、学校の中に調査組織を立ち上げて調べてもいいし、また市の教育委員会が持っている補助機関を使って調べてもいいよということです。そして、重大な事件がおきたその事について調べたら、どこへ報告するかというと地方公共団体の長、市長の方に報告をします。市長の方では、その調査内容が不十分であるといった場合は再調査の指示をすることができます。あと、第一段階の報告でこれはもう任せておけないという場合は、市長の方は附属機関を設置することができて、その機関によって調査をすすめることができる、そういうふうなつくりになっています。

今説明をさせていただきましたが、市の場合においては、ほとんど地方公共団体がということになってきます。教育長が冒頭いいましたが、学校は方針を立てなければならない、組織を置かなければいけないという、そういう法律が「いじめ防止対策推進法」というものになっております。ただ、この前段部分の方針だとか、協議会・機関を置く間に当然いじめの防止策だとか、早期発見をなさいとか、関係機関と連携をとりなさいとか、また市教育委員会として出席停止の適切な運用をなさいとかそういう従来のなものも盛り込まれていて、ひとつのいじめ防止の策ということで出来上がっています。

そういうことで今説明をさせていただきましたが、じゃあ県はどのような動きをしているかということですが、静岡県いじめ防止基本方針については、教育委員会事務局の方が作成をし、教育委員会の方から出していくということです。政令市の浜松市はどうかというと、曳馬中の事件があったものですから、そういうこともあって、いじめ防止基本方針・対策連絡協議会等については市長が中心になって出していくということです。そういうことで、いろいろなところで温度差が生まれると思っています。いじめ防止基本方針についても内容的には国から出されて県もほぼ参酌するという言葉がありますが、上から下へ流れていくので、これについては状況によって随時方針を変えていく必要もあるということで、当然教育委員会の事務局が、学校教育課が素案を作って市長部局がやるにしても素案を作っていく必要があるだろうと思う訳です。

今、概略を説明させていただきましたが、何かありますでしょうか。

< 質疑・意見 >

Q 大まかなスケジュールはありますか。

A 実際のところ、まだ十分に練り込んでいません。教育委員会の方ではいろいろと動けるのですが、市長部局とのつながりであるとか、そういうところで法律に基づいてやっていくのならば、どう連携を図っていったらよいのかということで、本年度中に動けるかどうかというのが課題

となっています。学校では作りなさいと出ていますので、県に問い合わせたところ、26年度の1学期の間で練って、2学期からスタートということでもいいのではないかという話も聞いております。ですので、逆算しますと市のいじめ防止基本方針を、ある程度の時期に出していかないと学校も立てられないというのもあるので、これについては年度内の中である程度形にしていきたいなと思っています。

Q これはこれで結構な話なのですが、全く違う発想なのですが、中学生になればかなりいろいろ考えられると思いますので、生徒の中でいじめ防止委員会というのを子供達に作らせたいかがでしょう。学校の中には例えばベルマーク委員会とかいろいろな委員会があります。生徒達にそういう委員会を作ってもらい月1回会合を開き、どうしたらそういうことを無くすことができるだろうというのを子供達自身に考えさせるというのはどうですか。大人が一生懸命考えても、子供も立ち入って全く別の事を考えたり、やったりしてしまうので、むしろ自分達の問題としてできたら一番いいかなと思います。

A 実際、小学校の児童会の中で「いじめをなくそう」という議題で、児童会で代表委員会をして学校としての取り組みを決めるというのは、少しずつ行っている学校もあります。中学校においても、市全体として作り、みんなで考えていきましょうというのがご提案と思いますが。

生徒会とか児童会とかは全体のことをやっているところだと思います。委員会の一部ではなくて、本当にいじめのことだけを専門に話し合う委員会として各中学校に必ず作ってもらい、子供達自身に、どうしたらいじめが無くなっていくのだろうかとか、あるいはそういうのを見つけたらどうしようとか、子どもたちに考えさせたらかなりいい結果になるのではないかなと思うのです。

Q 磐田市内でそういう委員会をやっている学校はありますか。

A 委員長が言われたような常設の委員会としてはありません。

私が中学生の保護者からお聞きした時に、例えば廊下を歩いているとすれ違いざまに「チッチッ」と舌打ちされて大変嫌な思いをして、そしてそれが嫌だなと思っているうちに、また違う人に移って行って、その後みんながそこに行きその子とすれ違った時に舌打ちするというお話を聞きました。それはやはりいじめですね。そういうことがあった時に、いじめ防止委員会に相談して「そういうのは止めよう」と子供同士が考え合って、それを今月のいじめ防止員会では、こういうことを話し合いました。みなさん気を付けましょうと子供達自身が呼び掛けていけばとよいのではないかなと思います。先生や大人から言われただけでは多分隠れてやることもあると思いますが、子供同士で話し合うということが必要だと思いますがいかがでしょう。

投げ掛けてみることはよいのではないのでしょうか。

ある市で、前に2人の女の子の飛び降り自殺がありました。その時にピュアサポートということで悩みを抱えているのを先生が聞くのではなくて、生徒同士が自分の悩みを伝え合う、そういうプログラムで取り組んでいるというのを聞いたことがあります。それと同じでお互いの生徒間の中でこういうふうな取り組みをするというのは、今教育長が言われたように投げ掛けることはよいと思います。

その場合はどこかの事例で調べていただいて、こういう効果があったというのを出していただけないでしょうか。

そのような事例がなかったら、磐田市が率先してやれば前例になるかもしれません。それで、もしいじめが本当になくなっていけばと思います。

先進的な取り組みとか調べさせていただきます。

いじめは凄く根が深いかもしれませんが、そういうことで上手くいくかどうかは分からないですね。そういうことを相談した子がいじめられることもあるかもしれません。様子を調べたり、校長にも聞いてみます。

Q これは先ほどご説明された中で、学校だけではないという言い方をされましたが、この対象というのは補助執行されている例えば青少年健全育成であるとか、或いはもう少し子どもを取り囲む周りを含めたことになると、ここにあるいじめ対策連絡協議会というのは、自治組織であるとか自治会など様々な組織が入ってこれに取り組んでいくという、地域の目と家庭の目といろいろな目が入ってくるという考え方でよいのでしょうか。

A 委員おっしゃるとおりで、塾でいじめにあったであるとか、スポーツ少年団であったとか、地域であったとかというこれらを含めた法律だということになります。

Q 青少年という問題ともう一つ補助執行の中に生涯学習の部分があります。生涯となるとある面で大人のいじめの部分もあります。そういうものは対象ではないのですか。

A 児童・生徒だけでそれはありません。

この法律が出来て、やっと国が動き出したという感じです。保護者の経験からですが、中学校は教科担任なのでいろいろな先生が一つのクラスに関わっているので発見が早かったりしますが、小学校ではクラス担任になってしまうので、そのクラスは一人の先生しか見ていないものですから、気がつかない部分があったりして、いじめの兆候があるのに周りの先生に相談できずに一人で悩んでしまっていて気づいた時には遅かったという事例が結構あったりします。

ここでお願いしたいのは、いろいろな人の目で子供達全体を見られるような体制にさせていただきたいということです。PTA活動をしてきた中で、夏休みとかによくコンビニの店長さんとかに、子供さんと困ったことがありますか、何かお気づきになったことがありますかと生活指導部会のお母さんたちで訪問すると、いや実は1年生なのに大きなお金を持っていつも買い物をしたりする子がいるよとか、週に1回一万円札を持ってきたりしてるよとか、そういうお話でアレって気づく時があります。そういう地域の人達のお気づきも拾えるようなところに持って行ってほしいと思います。携帯などからいじめが始まることが多く、認識が甘いところがあるものですから、保護者の具体的な事例を出していける研修の場をより多く作っていただき、保護者に限らず地域の人もこういうことがあったら気を付けてくださいというような事例を共有できればと思います。紙ベースだけでこういう法律が出来ましたからお願いしますだけではなく、具体事例とかで講習会等をやっていただけると「そうなんだ、そういえば」と気づいてくださったりするので、そういう部分も今後考えていただきたいと思います。

そうすると市で作った方がよいと思います。例えば、いじめ防止の対策のための組織なのにさきほど委員長さんがおっしゃったような子供の委員会で委員長と定期的に学校の教員が話し合うとかではなかなか拾えないものも、そこから拾える組織として学校で作っていくということも可能だと思います。それが本当に具体的にいじめをなくすであるとかこういうペーパーだけで終わらないで、組織にしていってということがやはり肝要かなと思います。具体的に何かグイッといくものをやらないと、いろいろなものが解決しないと思います。

いくらいいことを紙に書いてもやっぱり絵に描いた餅になってしまいますし、もっと具体的に踏み込んで動かないと。

私たちもよくPTAの研修会でいろいろな事例をお聞きする機会があって、このいじめはこのきっかけから始まったというのがよくあるのですが、本当にいろいろなこと、携帯のこのひとつの言葉から始まったとか、そういうことがあったりするものですから、事例もいろいろな分野の人達が研修していただかないとわからない世界があると思います。

Q 法律どおりに進めていくというのも大事なことでありますので、これについて市長部局と教育委員会としっかり教育委員会の方から、投げかけやいろいろな事をしながら責務的に進めていくということによろしいですか。

各委員 はい。

Q 第8条に学校・教職員の責任みたいなものも書かれています。

A 責任をはっきりさせるということです。

第13条には、学校は対策に関する基本的な方針を定めるものとするとして書いてありますので、これはやらなければいけないということですね。

学校がやる前に市が作らないといけないと思います。

今回の内容は少し理解しにくいかと思います。学校ではやらなくてはいけないのに、市町村はやるよう努力しなさいということです。国の方針が出ていますのでそこからやれないことはないと思うのですが、県も無理だろう、市も学校の設置者も含めて責任がありますので、ある程度の方向性を示さないといけないということで、ただいま学校教育課長が言ったようにいろいろな意見を取り入れながら作る方向でやらせていただきたいということです。

他市の状況を見ると、教育委員さんが金沢市へ行っている時に研修会に出席いたしました。学力問題がメインでずっと話をされていて、県教育長からこういう法律が通りました、皆さんご承知お願いしますというくらいで詳細の説明はありませんでした。他の市町の話の聞くととてもここまではまとめないし、議論もしていないし、法律の方の読み込みもしていない状態で、ある程度大きな市はようやく動き出したところで、もう法律が先行して動いているものですからできるだけ早い段階で、来年の9月には学校全体で動けたらなという思いではいます。